

「労働法」の基本と活用法（第24回）

2016年9月20日
(レポーター) 本村 充

■ 労働者災害補償保険法

□ 【前回の課題】労災法の「指導医」とは

日本職業・災害医学会「労災補償指導医」制度について

目的：労災疾病ならびに労災補償の障害認定に関する最新の知識の修得・維持、被災労働者の救済・診療活動および障害認定業務の適正・迅速に貢献する労災補償指導医の養成と生涯にわたる研修等を目的とした制度。

受講資格：①日本国医師または歯科医師免許を有する者 ②指導医認定申請時において、日本職業・災害医学会A会員である者 ③各領域の学会認定専門医または指導医である者。専門医制度の未定領域に関しては専門医に準ずる資格を有する者。その資格の詳細は指導医施行細則。

労災補償指導医の認定：日本職業・災害医学会は、上記の受講資格を有するもので、年1回実施される講習会を受講し、学会の指導医制度委員会の審査に合格したものを労災補償指導医と認定します。なお、受講資格を有し、講習会の全過程を受講修了された受講者は、基本的には審査の合格資格を有するものとみなされます。

□ 社会復帰促進等事業

1. 社会復帰促進等事業(29条) 法改正(H19.4.23施行)

政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るために、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる

(1) 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

⇒ 社会復帰促進事業

(2) 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受けた介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業 ⇒ 被災労働者等援護事業

(3) 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他ために必要な事業 ⇒ 安全衛生確保等事業

2項 前項各号に掲げる事業の実施に関する基準は、厚生労働省令で定める

3項 法改正(H28.04.01) 政府は、1項の社会復帰促進等事業のうち、独立行政法人労働者健康安全機構法に掲げるもの、すなわち

- ①労災病院等療養施設及びリハビリテーション施設の設置及び運営、
- ②健康診断施設の設置及び運営、
- ③未払い賃金の立替払事業

を独立行政法人労働者健康安全機構に行わせるものとする

ポイント → 独立行政法人労働者健康安全機構 ⇒ 2016年(平成28年)4月1日、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」(平成27年法律第17号)に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働安全衛生総

合研究所を統合し、日本バイオアッセイ研究センターの事業を追加して、独立行政法人労働者健康安全機構に改組される（同時に設置根拠法が「独立行政法人労働者健康福祉機構法」から「独立行政法人労働者健康安全機構法」に改名）。

ポイント → 独立行政法人労働者安全機構は、社会復帰促進事業として行われるものに関する経理とその他の業務にかかる経理とを区分して整理しなければならない。（独立行政法人労働者安全機構法 12 条の 2）

2. 特別支給金

特別支給金は、保険給付の受給者に対して、保険給付に付加して支給されるものである。一般の特別支給金とボーナス特別支給金に大別されるが、ボーナス特別支給金は、保険給付の額（給付基礎日額）に反映されない特別給与を算定の基礎とする者である。

ポイント → 一般的な特別支給金は、休業特別支給金を除き、一定額の一時金である。

ポイント → 休業特別支給金は、給付基礎日額に基づいて計算される。

ポイント → ボーナス特別支給金は、算定基礎日額（賃金に該当しない特別給与がベース）に基づいて計算される。

ポイント → 特別支給金は支給申請に基づいて支給される。この支給申請は、傷病特別支給金・傷病特別年金を除き、関連する保険給付の請求と同時に別途行なわなければならない（特別支給金則 3 条 5 項）

ポイント → 支給申請の期限は、休業特別支給金は 2 年、それ以外は 5 年とされている。

（1）一般的な特別支給金

① 休業特別支給金

労災保険から支給される休業補償給付（通勤災害の場合は休業給付）に上乗せされて支給される給付。休業補償給付は、労災による療養のため休業が必要と認められ、その期間事業主から賃金が支払われない労働者に対しては、休業 4 日目から平均賃金の 6 割が休業補償給付（通勤災害の場合は休業給付）として支給されるが、これに労働福祉事業として平均賃金の 2 割の休業特別支給金が支給される。通常、休業特別支給金は休業補償給付（休業給付）と別に申請しなくとも、休業補償給付（休業給付）を請求すれば、自動的に同時に申請したことになる。休業補償給付（休業給付）と休業特別支給金の大きな違いは、休業補償給付（休業給付）は休業期間中に事業主から賃金が支払われている場合、相手方のある事故（第三者行為災害）で相手方から休業補償（休業保険金）を受ける場合支給されないが、特別支給金は、相手方から休業に関する補償を受けても支給される。

② 傷病特別支給金

傷病（補償）年金の受給者に対して、傷病等級に応じて定める額の傷病特別支給金が一時金として支給される。なお、傷病「補償」年金と異なり、支給申請が必要である。

ポイント → 傷病補償年金または傷病年金の支給の決定を受けた者については、当分の間、傷病特別支給金の申請があったものとして扱って差し支えないとされている。

第 1 級 ⇒ 114 万円 第 2 級 ⇒ 107 万円 第 3 級 ⇒ 100 万円

③ 障害特別支給金

障害（補償）年金または障害（補償）一時金の受給者に対して、障害等級に応じて表に定める額の障害特別支給金が一時金として支給される。

第 1 級 ⇒ 342 万円 第 2 級 ⇒ 320 万円 第 3 級 ⇒ 300 万円

第 4 級 ⇒ 264 万円 第 5 級 ⇒ 225 万円 第 6 級 ⇒ 192 万円

第7級 ⇒ 159万円	第8級 ⇒ 65万円	第9級 ⇒ 50万円
第10級 ⇒ 39万円	第11級 ⇒ 29万円	第12級 ⇒ 20万円
第13級 ⇒ 14万円	第14級 ⇒ 8万円	

ポイント → 傷病特別支給金を受けた労働者が治ゆ後、障害特別支給金を受けることとなった場合には、その障害特別支給金の額がすでに受けた傷病特別支給金の額を超えるときに限り、その差額に相当する額が支給される。⇒ 当該障害等級に応ずる障害特別支給金の額がすでに受けた傷病特別支給金の額に満たない時は、障害特別支給金は支給されない。

④ 遺族特別支給金

遺族特別支給金は、労働者の死亡当時の最先順位の遺族補償年金もしくは遺族年金の受給資格者又は労働者の死亡当時に遺族補償年金もしくは遺族年金の受給資格者がないときに支給される遺族補償一時金もしくは遺族一時金の第1順位の受給権者に支給され、その額は300万円(遺族特別支給金の支給を受けることができる遺族が2人以上ある場合には、300万円をその人数で除して得た額)。

ポイント → 遺族特別支給金を受けることができる遺族は、労働者の死亡当時、その収入により生計を維持されていたものに限られない ⇒ 遺族(補償)一時金の受給者も含まれる。

参考 遺族補償一時金は、つぎのいずれかに該当したときに支給される。

- 1、労働者の死亡当時、遺族補償年金の受給資格者がいない場合
- 2、遺族補償年金の受給権者が権利を失った場合で、ほかに年金の受給資格者がなく、かつ、すでに支払われた年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合

(2) ボーナス特別支給金

- ① ボーナス特別支給金は、特別給与をもとにした算定基礎年額及び算定基礎日額に基づいて算定される(特別支給金則6条)

算定基礎年額 ⇒ 〈原則〉算定基礎年額は、被災日以前1年間(雇入後1年未満の場合は雇入後の期間)に支払われた特別給与(3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金)の総額とする。 〈例外〉特別給与の総額が①(給付基礎日額×365×20%)又は②150万円のいずれか低い方を超えるときは、いずれか低い方の額を算定基礎年額とする。

算定基礎日額 ⇒ 算定基礎日額=算定基礎年額÷365(1円未満の端数は1円に切り上げ)

② 傷病特別年金

傷病「補償」年金の受給権者に対して、傷病等級に応じて次の日数分(傷病(補償)年金と同じ)が年金として支給される。

第1級⇒算定基礎日額の313日分 第2級⇒〃 277日分 第3級⇒〃 245日分

③ 障害特別年金・障害特別一時金

障害(補償)年金の受給権者に対して算定基礎日額の313日～131日分の障害特別年金、障害(補償)一時金の受給権者に対して算定基礎日額の503日～56日分の障害特別一時金が支給される(障害(補償)給付と同じ日数分)。

ポイント → 障害(補償)年金前払い一時金が支給されているために障害(補償)年金が支給停止になっている場合でも、障害特別年金は支給停止されない(遺族特別年金も同様)⇒障害特別年金・遺族特別年金には、前払い一時金の制度はないからである。

④ 障害特別年金差額一時金

障害(補償)年金差額一時金の受給者に対して、次の額が支給される。 $\text{支給額} = (\text{障害等級に応じて定められている支給額}) - (\text{支給済の障害特別支給金の合計額})$

ポイント → 「障害等級に応じて定められている支給額」は、第1級⇒算定基礎日額の 1340 日分 ~ 第7級⇒ 560 日分 (日数は、障害(補償)給付と同じ日数)

⑤ 遺族特別年金

遺族(補償)年金の受給権者(転給による受給権者も含まれる)に次の額が支給される。

遺族数 1 人 ⇒ 算定基礎日額の 153 日分・55 歳以上又は一定の障害の状態にある妻にあつては算定基礎日額の 175 日分 遺族数 2 人 ⇒ 201 日分 遺族数 3 人 ⇒ 223 日分 遺族数 4 人以上 ⇒ 245 日分 (日数は、遺族(補償)年金と同じ)。

⑥ 遺族特別一時金

遺族(補償)一時金の受給者に対して次の額が支給される。

- ・労働者の死亡の当時、遺族(補償)年金の受給資格者がいない場合

⇒ 算定基礎日額の 1000 日分

- ・遺族(補償)年金の受給資格者がすべて失権した場合において、すでに支給された遺族特別年金の合計額が算定基礎日額の 1000 日分に達していない場合

⇒ (算定基礎日額の 1000 日分) - (すでに支払われた遺族特別年金の合計額)

(3) 特別支給金と保険給付の相違点

① 特別支給金の不正受給者からの費用徴収は、不当利得として民事上の手続により返還を求める。⇒ 保険給付の場合(法 12 条の 3)「1、偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部または一部をその者から徴収することができる。2、事業主が虚偽の報告又は証明をしたためその保険給付が行われたときは、政府は、その事業主に対し、不正受給者と連帶して徴収金を納付すべきことを命じることができる。」

② 第三者行為災害の場合、政府は特別支給金を支給しても損害賠償請求権を取得せず、労働者が損害賠償を受けても特別支給金を支給する(調整の対象外)。⇒ 保険給付の場合(法 12 条の 4)「1、第三者から同一の事由について、損害賠償を受ける前に政府が保険給付をしたときは、政府はその価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する(求償)。2、保険給付を受けるべきものが、第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないことができる(控除)。」

③ 特別支給金を受ける権利は、譲渡、差し押さえの対象となり得る。⇒ 保険給付の場合(法 12 条の 5)「保険給付を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、または差し押さえる事が出来ない。ただし、年金たる保険給付を受ける権利を独立行政法人福祉医療機構が行う小口資金貸付事業の担保に供することはできる。」

④ 特別支給金については、事業主からの費用徴収の対象とならない。⇒ 保険給付の場合(法 31 条 1 項)「…保険給付に要した費用に相当する金額の全部または一部を事業主から徴収することができる。1、事業主が故意または重大な過失により労災保険に関わる保険関係成立届を提出していない期間中に生じた事故 2、事業主が概算保険料のうち一般保険料を納付しない期間(督促状の指定期限後の期間に限る)中に生じた事故 3、事業主が故意または重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」

- ⑤ 他の社会保険からの給付及び民事損害賠償との併給調整の問題は生じない。⇒保険給付の場合(法 14 条 2 項)「休業補償給付を受ける労働者が同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金を受けることができるときは、当該労働者に支給する休業補償給付の額は、前項の規定にかかわらず、同項の額に別表第一第 1 号から第 3 号までに規定する場合に応じ、それぞれ同表第 1 号から第 3 号までの政令で定める率のうち傷病補償年金について定める率を乗じて得た額(その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額)とする。」(社会保険の年金給付は、全額支給される)。民事損害賠償と労災保険給付の間でも一定の調整が行われる。
- ⑥ 年金給付が前払一時金で支払われたため、年金が支給停止されている間でも、特別支給金は支給停止されない。⇒保険給付の場合「…各月に支給されるべき額(前払い一時金が支給されてから 1 年経過後の分については、年 5 分の単利で割り引いた額)の合計額が、当該前払い一時金の額に達するまでの間支給停止される」。

(4) 不服申し立て、時効等

① 審査請求及び再審査請求(法 38 条)

保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日から 3 箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、労働者災害補償保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

3 第 1 項の審査請求及び再審査請求は、時効の中斷に関しては、これを裁判上の請求とみなすことができる。

ポイント → (請求期間) 審査請求 ⇒ 原処分のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内(口頭又は文書) 再審査請求 ⇒ 決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して 60 日以内(文書)。

ポイント → 労災保険法の不服申し立ての規定の適用があるのは、保険給付に関わるものに限られている。保険給付以外の処分(保険料に関すること等)に不服がある者は、行政不服審査法の規定により不服申し立て(異議申し立て又は審査請求)をすることができる。⇒ しかし、行政上の不服申し立てを行うか取消訴訟を提起するかについては、自由選択主義が原則。

② 時効

- 1、基本権(年金たる保険給付を受けることができる地位を内容とする権利のこと。労働者の請求又は行政官庁の職権により給付の支給決定が行われることによって発生する) ⇒ 2 年又は 5 年(障害(補償)年金・一時金・年金差額一時金)(遺族(補償)年金・一時金)。傷病(補償)年金は政府が職権によって支給決定するので、時効の問題は生じない。
- 2、支分権(各支払期月ごとに現実に支払いを受ける権利のこと。各支払期月ごとに、自動的に発生する) ⇒ 会計法の規定により 5 年で時効消滅する。(傷病(補償)年金も同様)

※ 次回は労働基準法に戻り、「就業規則」を行います。